

2019年11月27日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

副幹事長 大橋 沙織

政調会長 吉田 英策

2020年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

安倍内閣の改造から2ヶ月半余り、わずか1週間のうちに経済産業大臣と法務大臣が「政治とカネ」問題で相次いで辞任する事態となり、さらに今般「桜を見る会」が大問題となっています。日本共産党の田村智子副委員長の国会質問で明るみとなった「桜を見る会」は、政府の公的行事でありながら、安倍政権になって招待客と経費が急増し、なおかつその中に安倍首相や大臣の後援会員が多数含まれていた問題で、メディアでも連日取り上げられています。森友・加計疑惑などに続く安倍首相の国政私物化問題であり、野党は協力して追及していくことを確認しています。

また、大学入試での英語の民間試験をめぐるのは、文部科学大臣の「身の丈にあった」発言で紛糾し、当初から野党が共闘して問題点を指摘してきたことで、延期に追い込む結果となり、国民の声に耳を貸さない安倍政治の暴走に野党共闘が力を発揮しています。

10月の台風・豪雨災害からの1日も早い復旧に向け、政府から出された「対策パッケージ」は一定現場の要望を受けたものとなっていますが、これだけでは救われない県民も少なくないことから再度国へ要望しつつ、同時並行的に県による独自の支援策へと踏み出す必要があります。党県議団は11月18日、本宮市と郡山市を調査し、避難所の現状把握と被災者の要望をあらためてつかみ、今回の申し入れに反映しています。

来年3月で大震災と原発事故から丸9年が経過、10年目を迎える新年度は、第一原発、第二原発の廃炉作業を着実にすすめ、全国の原発再稼働、福島県民切り捨てを許さず、様々な分野で安倍政権がすすめる国民無視の暴走政治ときっぱり対峙する県政運営が求められます。

いまだ4万人を超える避難者を抱える本県の実情を踏まえ、県民一人ひとりのいのちと暮らし、生業の再建、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現へ、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、2020年度県予算編成方針について

- 1、本県に甚大な被害をもたらした台風・豪雨災害を教訓に、災害に強い県土づくりをするため、道路事業予算に比べてケタ違いに少ない河川事業予算を抜本的に拡充するよう国に求めるとともに、県も大幅に増額すること。
- 2、来年度の予算編成の基本方針において、人件費については上限値を設けているが、今回の災害でも明らかになった不足している県職員の増員を図るとともに、県民のいのちを守るため消防職員の大幅増員を図るよう市町村を支援すること。
- 3、安倍政権が進める消費税増税や全世代型社会保障制度の改悪をやめさせ、アメリカの兵器爆買など過去最高となる防衛予算を大幅に削減し、相次ぐ自然災害や国民の命と暮らしを守る予算を国に求めるとともに、県が掲げる「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」をめざしこの分野の予算を大幅に拡充すること。
- 4、原発事故の避難者支援と損害賠償の打ち切りをやめ、復興期間 10 年後も継続するよう国・東京電力に求めること。
- 5、原発事故からの復興については、避難地域・避難者置き去りのイノベーション・コースト構想を大幅に見直し、遅れている浜通り地方の医療・介護体制を整備し、被災者の生活支援と農林水産業、中小商工業等の生業再建を支援すること。

二、異常気象による大規模災害から県民のいのちを守る県土づくりを

- 1、台風 19 号等による被災県民の生活と生業の再建には長期の時間と費用を要することから、各種支援制度を最大活用するとともに、適用期間を延長すること。
- 2、国の支援制度から漏れた被災者に寄り添い、県として独自の支援制度を創設すること。
- 3、災害に強い県土づくりのため、国及び県の公共事業は災害を防止し県民の命と財産を守り安全を最優先する内容に転換すること。
- 4、被災者生活再建支援制度の支援金限度額を 500 万円以上に引き上げるよう求めるとともに、制度にかかる国の拠出を大幅に引き上げ都道府県拠出割合を軽減すること。
- 5、災害救助のみならず日常的な防災訓練の実施、災害弱者の安全対策等に取り組むため、基準に照らして 1,000 人も不足している消防職員を増員するよう市町村を支援すること。
- 6、地球温暖化対策に県として正面から取り組むとともに、エネルギー計画の抜本的な見直しを国に求めること。現在県内で建設が進む I G C C 型石炭火発は中止を求めること。
- 7、災害対策としても有効な再生可能エネルギーの蓄電設備の普及拡大のため、県の補助を拡充すること。

三、原発ゼロの発信と安全確実な原発事故対応を

(1) 廃炉・事故対応について

- 1、福島第一、第二原発の廃炉作業は国家プロジェクトと位置づけ、国が責任を持つこと。

- 2、県は、福島第一原発事故の事故検証委員会を設置し独自の検証を行うとともに、廃炉作業の監視を強めること。
- 3、東京電力による東海第二原発の再稼働のための支援と柏崎刈羽原発の再稼働に反対し、福島原発の廃炉に集中するよう求めること。
- 4、放射能汚染水の海洋放出に反対しタンク保管を継続することを国、東電に求めること。
- 5、廃炉作業に従事するすべての労働者の健康管理を徹底し、過労死や事故のない安全な職場を実現するよう求めること。
- 6、県は、原発事故の被災県として全国の原発再稼働に反対すること。
- 7、国会に提出されている「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」の速やかな審議と成立を求めること。
- 8、除染で汚染された汚染土壌の公共事業での再生利用については、豪雨による流出の危険性が懸念されることから行わないこと。

(2)賠償について

- 1、商工業者の営業損害追加賠償の和解件数が、本年7月末で14件に留まり、その後僅かな増加に留まっていることから、被害の実態を適切に把握して賠償に応じるよう国と東電に求めること。
- 2、賠償を渋る東電の姿勢を許さない県民の総意を示すため県民集会を開催すること。県の原子力損害対策協議会の要望活動の前に損対協の全体会議を開き、要望事項の共有と確認を行うこと。
- 3、農業の賠償は3年一括での支払いが今年12月で終期となる人がでてくることから、これが商工業者と同様に将来分とされ、賠償の打ち切りとならないよう国と東電に求めること。
- 4、ADR和解案の受け入れを東電に求めるとともに、和解案提示を行わないとする原子力損害賠償解決支援センターの姿勢を改めるよう国に求めること。
- 5、東電は賠償に係る時効は援用しない方針と伝えられているが、法的に担保するため必要な法改正を国に求めること。
- 6、避難地域で賠償請求をまだ行っていない住民に対する請求事務を支援すること。
- 7、原発事故から8年8か月を経過してなお帰還できない多くの県民がいること、多面的な被害が継続していることから賠償指針の見直しを国に求めること。

(3)被災者・自治体支援について

- 1、国は10年の復興期間終了後も復興庁の継続方針を明らかにしたが、医療介護体制の整備や減免等現存する各種の被災者支援制度を継続するよう国に求めること。
- 2、国家公務員宿舎からの退去を求める裁判は提訴せず、避難者の住まいを保証し避難者支援を強化すること。

- 3、来年3月末で終了予定の浪江・富岡両町、飯舘・葛尾両村の帰還困難区域内避難者の仮設借り上げ住宅支援を継続すること。大熊・双葉両町についても、住宅無償提供を継続すること。
- 4、帰還困難区域内で帰還を希望する住民については、特定復興再生拠点区域外であっても個別の除染を行うよう国に求めること。
- 5、避難が長期化するもとで避難者の健康悪化が危惧されていることから、全国の支援拠点の体制を強化すること。
- 6、2020年に実施される国勢調査の結果については、依然として帰還が進まない状況を踏まえ、2015年調査時の市町村への特例措置と同様の対策を取るよう国に求めること。
- 7、避難自治体の職員不足が続いていることから、職員の派遣支援を継続すること。
- 8、避難区域の避難者帰還に向けて、不足する医療・介護体制の充実のため支援を強化すること。

四、イノベ構想中心の復興のあり方を見直しを

県が今年7～8月に実施した「県民世論調査」においても、福島イノベーション・コースト構想の認知状況は、県民が「知らない」が83.3%でした。復興の在り方を見直し、県民が求めている環境の回復はじめ、被災した住民に寄り添った生活インフラの整備や生業の復旧・再建を中心にすべきです。

- 1、浜通りの復興は外からの呼び込み型でなく、住民の帰還に向けた環境整備が求められており、帰還者が安心して戻れるよう浜通りの医療・介護提供体制の整備を優先すること。
- 2、イノベ構想に位置付けた廃炉やロボットなどの先端産業、エネルギーの推進については、県内の中小企業と農業の復興・再生につながるよう見直すこと。再生可能エネルギーについては、メガ発電ではなく地域主導型、地産地消型、環境共生型へ転換すること。また、相次ぐ異常気象の大きな要因となるIGCC石炭火発2基建設は中止すること。
- 3、イノベの拠点施設の維持管理経費については、将来にわたって国が責任をもつよう求めること。
- 4、ロボットテストフィールドの水上・水中ロボット試験用の大水槽の建設工事で生じた傾きやひびの原因を解明し、今後の方針を公表すること。
- 5、新たな国際研究教育拠点施設づくりは行わず、現在の施設の活用を図ること。

五、福祉型県づくりについて

(1) 医療、福祉施策について

- 1、医師不足、看護師不足については県外からの確保などあらゆる対策を引き続き講じること。特に不足している産科医・小児科医を増やすとともに救急体制を強化すること。医大の学生定員130人を堅持するよう国に求めること。

- 2、県内8つの医療機関を含めた公的医療機関の統合再編の国による押し付けに反対し、地域医療を守ること。
- 3、特定疾患患者が県内で十分な治療が受けられるよう専門医の確保対策等を行うこと。
- 4、18歳までの子どもの医療費無料化を継続するとともに、国に財源保障を求めること。
- 5、小児科の予防接種については市町村を支援し原則として無料とすること。
- 6、子宮頸がんワクチン接種後遺症患者に対し、県として医療費を助成すること。
- 7、県民の健康維持増進のため、がん検診をはじめとする各種健診の自己負担を軽減し受診率の向上を図るよう県として市町村を支援すること。
- 8、男女ともに急性心筋梗塞死亡率が全国1位、メタボ割合全国3位などの由々しき事態を改善するために、市町村に対し専門職の配置等の人的・財政的支援を行うこと。

(2) 国保事業について

- 1、被保険者の生活状況が悪化する中で、短期被保険者証、資格証明書の発行中止を求め、国保税と医療費の減免制度活用について市町村を支援すること。
- 2、市町村独自の国保税軽減措置に対し、国はペナルティを科さないよう求めること。
- 3、医療費助成制度の現物給付に対するペナルティを行わないよう国に求めること。
- 4、構造的危機に陥っている国保事業についてはせめて国保税を「協会けんぽ並み」に引き下げるために、全国知事会も要望している公費1兆円の負担増を国に求めること。
- 5、国保税引き下げのため、子どもに係る均等割を県として全額免除すること。

(3) 介護事業・高齢者福祉について

- 1、介護保険制度について、①低所得者への補足給付の対象を預金1,000万円から500万円へ引き下げる対象の縮減は行わないこと ②利用料の原則1割負担を2割に引き上げないこと ③ケアプランの有料化は行わないこと の3点を国に求めるとともに、介護保険の国庫負担を大幅に引き上げ、介護報酬を引き上げるよう国に求めること。
- 2、介護保険料・利用料の負担軽減を国に求め、県としても支援すること。
- 3、後期高齢者医療の原則1割負担を2割に引き上げないよう国に求めること。
- 4、高齢者のフレイル防止、痴ほう症予防及び痴ほう高齢者対策を強化すること。
- 5、低額料金でも入所できる介護施設の拡充を行い、1万人を超えている特養ホームの待機者を解消すること。
- 6、介護施設での職員配置基準を拡充し、国基準を超えた配置に対しては県としての補助を行うこと。
- 7、要支援1・2を対象とする市町村総合支援事業については、サービスが低下しないよう市町村を支援し、財政負担を国に求めること。
- 8、地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村を支援すること。

- 9、2025年の介護職員充足率予測が全国47位の本県の介護職員確保のため、対策を強化すること。
- 10、高齢者事業団への県の発注を増やすこと。
- 11、高齢化社会が進んでいる中、バスや電車の無料パス支援を行うとともに、デマンドタクシーなどの地域の実情に合った公共交通体系を県として構築すること。

(4) 子育て・若者支援について

- 1、妊娠から出産、子育てまで支援する子育て世代包括支援センターの全市町村での設置に向け、市町村を支援すること。
- 2、認可保育所を増設し、待機児童を解消するよう市町村を支援すること。
- 3、保育士配置基準の引き上げとともに、保育士の処遇改善については、すべての保育士に適用されるよう国に求めること。
- 4、小規模保育所も保育士の有資格者を配置し、保育の質を確保すること。
- 5、企業主導型保育所および企業内保育所について、県としても実態を把握し、保育の質を確保すること。
- 6、幼児教育・保育の無償化にあたっては、県が負担し給食材料費の保護者負担を解消すること。
- 7、学童保育の待機児童解消をはかること。学童保育の基準に見合う施設整備に向け、県として市町村、事業者を支援すること。
- 8、増加する児童虐待に対応するため、児童福祉司の大幅増員を図るとともに、配置基準の見直しを国に求めること。
- 9、アレルギー患者対策基本法に基づく実態調査を行い、基本計画を策定すること。保健師、栄養士、養護教諭、保育士などへの専門的な研修を行うこと。
- 10、中小企業支援と一体に、最低賃金をただちに時給1,000円、1,500円への引上げを国に求めるとともに、県としても県内中小企業の賃金引き上げのための支援を行うこと。
- 11、若者や低所得者に対し、国の住宅セーフティネットを利用し住宅費補助を行うこと。

(5) 障がい者支援について

- 1、県として、障がい者の法定雇用率を守ること。
- 2、県として、重度心身障がい者医療費助成制度の窓口負担の無料化を図るよう市町村を支援すること。
- 3、障がい者総合支援法の報酬基準を引き上げ、就労継続支援B型事業所への成果主義報酬体系は廃止するよう国に求めること。県として施設の実態調査を行うこと。

六、商工業振興、観光推進について

- 1、県は、「福島県中小企業・小規模企業振興条例」にもとづき、県独自の住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度をつくり市町村と連携し県内中小企業振興のための支援を行うこと。
- 2、公共事業の分離発注などで中小業者の仕事おこしを行うこと。入札資格のない小規模事業者も公共事業に参加できる仕組みをつくること。県の公契約条例を制定すること。
- 3、消費税率の引上げの影響により、売上が減少している中小商工業者に対し調査、支援をおこなうこと。
- 4、観光については、温泉街などの観光地の賑わいを取り戻すために力を尽くすとともに、原発事故被災地の現状を知らせる被災地見学ツアーも観光の戦略として今後も継続すること。教育旅行の回復に力を尽くすこと。

七、農林水産業の復興について

- 1、台風 19 号やその後の大雨などの被害を受けた農林水産業者に長期的な支援を行うこと。
- 2、原発事故・豪雨によって大きな被害を受け続けている福島県の農業に深刻な打撃をもたらす日米 F T A 交渉の中止を国に求めること。
- 3、37%に低下した食糧自給率引き上げのためにも、大規模集約化だけでなく、家族農業年に呼応し、家族経営を含む多様な経営形態を支援すること。
- 4、若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度を拡充し、国の支援対象とならない部分については県独自の支援を行うこと。
- 5、国民の主食、米政策に国が責任をもって取り組むよう、農業者戸別所得補償の復活を国に求めること。国に種子法の復活を求めること。
- 6、農地中間管理機構が行う事業については、大企業等への農地集積が優先されないよう、十分に農業委員会の意見を聴くこと。
- 7、漁業の本格操業に向け、後継者育成などさまざまな支援を強化すること。
- 8、イノシシ対策については、被害減少の実感を持っていない状況が続いていることから、管理計画を見直すこと。捕獲の担い手確保のためにも県の補助基準を引き上げ、埋設・焼却・発酵処理など、負担が少なく効果的な処分を促進すること。
- 9、農業従事者の被ばく低減のため、圃場一筆ごとの土壌表面汚染マップを作成し、希望者への除染を行うこと。
- 10、米の全量全袋検査は終了せず、継続すること。

八、一人ひとりが大切にされる教育の実現について

- 1、県の教育予算を大幅に増額すること。
- 2、市町村が実施している学校給食費への補助が来年度実施予定も含めて 34 市町村に広がっていることを踏まえて、県として無償化を行うこと。

- 3、貧困と格差が広がっている中、奨学金返済が困難になっている家庭が毎年増加している。
国の給付型奨学金制度の対象者が1割程度にとどまるため、県として給付型奨学金制度を創設すること。
- 4、小中学校全学年で30人以下学級とすること。高校も同様とすること。
- 5、県教育委員会が進める「県立高等学校改革前期実施計画」については、1学年3学級以下の高校の統廃合計画の進め方に対し、各地域で批判が大きいことから、中止も含めて見直すこと。
- 6、本県教職員の多忙化は全国平均より高い傾向にあり、教職員の長期病気休暇も高止まりになっていることから、多忙化解消の実施計画の策定にあたっては、正規教職員の増員を基本とすること。
- 7、教員の一年単位の変形労働制に反対し、県として条例化しないこと。
- 8、今年度から始まった「新ふくしま学力調査」は中止すること。
- 9、本県での不登校やいじめが増加していることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を図り、複数校の掛け持ちの解消、常勤化など身分の保障、待遇改善を図ること。
- 10、学校図書館司書は、臨時・嘱託職員でなく正規職員を配置するよう市町村を支援すること。
- 11、県として夜間中学を設置すること。

九、女性と人権について

- 1、男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備を進めるために、男女の同一労働同一賃金の実現、昇進昇格差別、採用差別、妊娠・出産への不利益の解消など労働条件改善に向け、労働局と連携し、企業への指導、援助を強めること。
- 2、自営業や農業に従事する家族労働を正當に評価し、所得税法第56条の廃止を国に求めること。
- 3、「福島県女性のための相談支援センター」の機能と体制の強化を図り、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 4、県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性を登用すること。
- 5、圧倒的に女性が多い県の臨時職員は、正規化を図ること。
- 6、パワハラなどあらゆるハラスメントを社会から一掃するための実効性ある法整備を図るよう国に求めること。
- 7、ジェンダー平等の社会を推進すること。
- 8、同性カップルの権利保障をすすめるパートナーシップ条例・制度を福島県でも創設すること。

以上